

令和4年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画を定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「機構」という。)における令和3年度の契約状況は、表1のとおりで、契約件数は4,045件、契約金額は1,811億円である。うち、競争性のある契約は3,158件、1,798億円、競争性のない契約は887件、13億円となっている。

競争性のある契約が262件減少しているが、その要因は予算減少に伴い研究公募契約が246件減ったこと等によるものである。一方で、競争性のない随意契約が78件増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、対面・Webを併用する会議運営支援業務が増加したこと等によるものである。

表1 令和3年度の機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(2.5%) 104	(1.6%) 24	(2.1%) 86	(1.0%) 19	(△17.3%) △18	(△22.1%) △5
企画競争・公募	(78.4%) 3,316	(95.3%) 1,427	(75.9%) 3,072	(98.3%) 1,780	(△7.4%) △244	(24.7%) 352
競争性のある契約 (小計)	(80.9%) 3,420	(96.9%) 1,451	(78.1%) 3,158	(99.3%) 1,798	(△7.7%) △262	(23.9%) 347
競争性のない随意 契約	(19.1%) 809	(3.1%) 47	(21.9%) 887	(0.7%) 13	(9.6%) 78	(△73.0%) △34
合計	(100%) 4,229	(100%) 1,498	(100%) 4,045	(100%) 1,811	(△4.4%) △184	(20.9%) 313

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

- (2) 機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりで、契約件数は42件、契約金額は9億円である。1者以下は、22件減少している。減少要因としては、主に契約件数の減少による他、1者応札改善への継続的な努力により、専門性の求められる調査等の役務契約及び事務用品の購入契約等において改善がなされたためである。

表2 令和3年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	(98.1%) 3,356	(98.7%) 3,116	(△7.2%) △240
	金額	(98.8%) 1,433	(99.5%) 1,790	(24.9%) 357
1者以下	件数	(1.9%) 64	(1.3%) 42	(△34.4%) △22
	金額	(1.3%) 18	(0.5%) 9	(△53.2%) △10
合計	件数	(100%) 3,420	(100%) 3,158	(△7.7%) △262
	金額	(100%) 1,451	(100%) 1,798	(23.9%) 347

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 1者以下は、一般競争入札・不落随意契約の一者応札の合計である。

(注3) 合計欄は、競争性のある契約の合計数である。

(注4) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

総合的な検討を行った結果、以下の事項について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。

（1）事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施

相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。【当該取り組みの実施結果】

（2）効果的な規模の単価契約・一括調達の実施

主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】

（3）専用のWebサイトによる入札関係書類のリリースの推進

入札関係書類の専用Webサイトホームページによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書等の頒布並びに関連情報のメルマガ発行を通じて応札者の情報アクセス等の利便性向上を図り、多数の応札希望者に情報が行き渡りよう引き続き配慮する。【当該取り組みの実施結果、入札公示案件に係る入札説明資料のダウンロード者数】

（4）一者応札の改善

一者応札の改善に向け、調達担当者による仕様書の見直し、応札のなかった入札公告等の閲覧者に対し、その理由等を確認するためのアンケート調査を行い、要求担当者にフィードバックすること等により、よりオープンな仕様内容への改善を促すとともに、参加者確認公募制度及び郵便等による入札を活用して、一者応札の改善に継続して取り組む。【当該取り組みの実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会（委員長は理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約審査委員会による点検件数等】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

機構全体に、適正な調達手続等について、職員研修等を通じ周知を行うともマニュアル、調達契約手続一覧表等のメンテナンスを行う。

また、5. 推進体制において、機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、必要に応じて要求者に直接説明を求める等の調達内容の多面的な審査を行う。

監事回付の調達伺い案件は、要求時回付を確実にを行う。【当該取り組みの実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
総括責任者代理	執行役
副総括責任者	経理部長
メンバー	経営企画部長、総務部長、研究開発統括推進室長、研究公正・業務推進部長、 実用化推進部長、国際戦略推進部長、創薬事業部長、医療機器・ヘルスケア事 業部長、再生・細胞医療・遺伝子治療事業部長、ゲノム・データ基盤事業部長、 疾患基礎研究事業部長、シーズ開発・研究基盤事業部長、革新基盤創成事業 部長、先進的研究開発事業部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上